

いつもいっしょに。この島のおんしん・おんぜんな民泊事業を総合的に応援します。

DAY-PRO!

沖縄県グリーンツーリズムネットワーク 様

「うちな～民泊総合保険」のご案内

賠償責任保険 New!

(賠償責任保険普通保険約款 + 施設所有(管理)者特別約款 + 生産物特別約款
+ 受託者特別約款 + 民泊特約)

+

約定履行費用保険

(約定履行費用保険普通保険約款 + 顧客サービス費用保険特約)



Daido Always by Your side

※「うちな～民泊」とは・・・体験交流型ホームステイを定義づけたものです。

詳細につきましては、「重要事項説明書」をご一読いただき、内容をご確認ください。

1.民泊総合保険の概要

日本国内において民泊・民宿・体験事業に供される施設の維持・管理の不備や構造上の欠陥、または民泊・民宿・体験事業に伴う仕事の遂行によって生じたゲストに対する身体の障害や財物の損壊の事故や、提供した飲食物などによる食中毒事故が補償期間中に発生した場合など、民泊・民宿・体験事業を受け入れる受入ホストや体験事業者がゲストに対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※ 保険金をお支払いできない場合がございます。詳細はP 6「9.保険金をお支払いできない主な場合」をご参照下さい。

2.民泊総合保険の特徴

民泊総合保険の特徴！！

民泊・民宿に係るリスクやニーズを踏まえ、受入ホスト・体験事業者における「賠償リスク」や「事故時の費用負担」を補償します。



(1) ありそうでなかった特約の新設

ゲストが付保している保険との重複を極力なくし、無駄のない商品設計を目指した結果、重複する可能性のあるゲスト向けの傷害保険ではなく、受入ホストや体験事業者に焦点を当てた賠償責任保険がメインの商品となっています。これまで弊社の賠償責任保険で扱いのなかった以下の特約の新設を行いました。

- ①見舞費用補償特約：賠償責任が発生しない場合でも道義的責任に対応し、一定額のお見舞金をお支払いする特約。
- ②顧客サービス費用保険特約（約定履行費用保険）：帰路におけるフェリー欠航の際の延泊費用をお支払いする特約。

(2) 「民泊を推進する受入団体」が受入窓口とならない直受入の民泊・民宿・体験事業を対象とする保険契約方法の新設

民泊・民宿・体験事業を受け入れる際には大きく分けて以下①②の2つの民泊受入がありますが、下記②に該当するような民泊受入についても保険の対象とすることができる新しい保険契約方法をご用意しました。ただし、①②両方の民泊受入を保険の対象にご希望される場合には、それぞれ別々に保険契約にご加入頂く必要がございます。

- ①「民泊を推進する受入団体」が受入窓口となる民泊・民宿・体験事業 ⇒ 民泊特約（受入団体用）がセットされます。
 - 旅行会社を通して「民泊を推進する受入団体」が受入窓口となる民泊・民宿・体験事業。
 - 旅行会社を通さず「民泊を推進する受入団体」（旅行業の登録が必要）が受入窓口となる民泊・民宿・体験事業。
- ②「民泊を推進する受入団体」が受入窓口とならない民泊・民宿・体験事業 ⇒ 民泊特約（直受入用）がセットされます。
 - ※ 現在、保険が付保されていないと思われる民泊形態です。今後、リピーターやインターネット等での申し込みなど、利用が増えてくることが予想されます。
 - ※ 契約者を「民泊を推進する受入団体」に設定します。保険契約が団体毎に一本となり、シンプルな募集・契約形態となります。
 - ※ 「民泊を推進する受入団体」は、受入ホストごとの毎月の受入人数の取りまとめ、保険料徴収等の事務手続きをお願いします。
 - ※ 受入ホストごとに、受け入れたゲストの人数報告を「民泊を推進する受入団体」へ毎月1回行い、人数に応じて保険期間終了後に保険料を精算します（保険料は受入ホストが受け入れた人数に応じて負担します。）。
 - ※ 「民泊を推進する受入団体」への集金事務手数料の還元を行います。なお、顧客サービス費用保険特約（約定履行費用保険）については、集金事務手数料の還元の対象外となります。

(3) 団体割引で割安な保険料の実現（生産物賠償責任保険）

生産物賠償責任保険について、一定の条件を満たした場合に団体割引を適用することができます。

3. 保険契約者

「民泊を推進する受入団体」（観光協会、協議会、地方自治体等の所定の要件を満たす団体）。

※ 保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者が有します。

4. 被保険者

- (1) 民泊特約（受入団体用） ⇒ 保険契約者が受入窓口となる受入ホスト・体験事業者
- (2) 民泊特約（直受入用） ⇒ 保険契約者が受入窓口とならない受入ホスト・体験事業者
（顧客サービス費用保険特約の被保険者については、「民泊を推進する受入団体」のみとなります。）

※ この保険では、保険契約者と被保険者が異なる為、当内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。

5. 仕事の範囲

- (1) 民泊特約（受入団体用） ⇒ 保険契約者が受入窓口となる民泊・民宿・体験事業
- (2) 民泊特約（直受入用） ⇒ 保険契約者が受入窓口とならない民泊・民宿・体験事業

6. お支払いの対象となる損害

基本	<p>(1) 施設賠償責任保険 被保険者の施設管理や仕事の遂行に起因する賠償責任</p>	<p>被保険者が所有、使用または管理する施設・設備・用具の構造上の欠陥や管理の不備、民泊・民宿・体験事業に伴う業務の遂行等に起因して発生した偶然な事故（危険を伴う体験事業を除く）により、ゲストの身体・生命を害し、または財物を滅失、損傷もしくは汚損した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※ ゲストが第三者に与えた損害は補償の対象外です。</p>
基本	<p>(2) 生産物賠償責任保険 被保険者の提供する生産物に起因する賠償責任</p>	<p>被保険者が製造・提供した飲食物などの生産物に起因した事故によって、ゲストの身体・生命を害した場合で、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に、それによって被る損害を保険金としてお支払いします。ただし、この保険においては、販売するお土産品については補償の対象外としています。</p>
オプション	<p>(3) 受託者賠償責任保険 被保険者が受託するゲストの財物に対する賠償責任</p>	<p>被保険者が、保険証券記載の保管施設内でゲストから預かった財物（一時的に施設外で管理するゲストの財物も含まれます。これを「受託物」といいます。）を保管または管理している間に火災や取扱上の不注意等により、損壊、汚損、紛失、盗難などによって受託物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、被保険者がその受託物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いしません。</p>
オプション	<p>(4) 見舞費用補償特約 ゲストに係る傷害見舞費用</p>	<p>被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の不動産もしくは動産（以下「施設」といいます。）または民泊・民宿・体験事業に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）を遂行することにより他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様とします。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う弔慰金、見舞金等（以下「見舞金」といいます。）を当会社の同意を得て支払ったときは、その金額を見舞費用保険金として支払います。</p>
オプション	<p>(5) 顧客サービス費用保険特約（約定履行費用保険） フェリー欠航の際の延泊費用</p>	<p>この特約の被保険者（民泊を推進する受入団体）が受け入れた宿泊ゲストが、帰路におけるフェリーの出発遅延または欠航により、予定していた港へ寄るのを取りやめ、延泊を余儀なくされたときに、延泊費用を支払います。</p>

7. 保険金お支払い事例

(1) 施設賠償責任保険 (基本)

<施設の管理に起因する事故例>

- 受入ホスト宅の火災によりゲストを死傷させた。
- 施設の管理不備により受入ホスト宅の屋根が落下し、ゲストをケガさせた。
- 受入ホスト宅の浴室で、給湯器の故障によりゲストに火傷を負わせた。
- 従業員（家族）が配膳中にお皿を落としゲストの衣服を汚した。



<体験事業において管理ミスに起因する事故例>

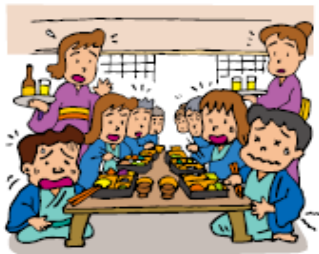
- 芸能体験 : 民謡、三線、踊り等の体験中に指導ミスにより、ゲストに損害を与えた。
- 商業体験 : 商店等の手伝い体験中に指導ミスにより、ゲストに損害を与えた。
- 工芸品作り : 工芸品作り中の指導ミス等に起因し、ゲストに損害を与えた。
- 料理体験 : 調理中の指導ミスにより、ゲストに損害を与えた。
- 畜産業体験 : 畜産(ヤギ、牛等)の飼育・世話中に指導ミスにより、ゲストに損害を与えた。
- 農業体験 : 農作物の栽培・収穫中に指導ミスに起因し、ゲストに損害を与えた。

※ 上記の事故事例においても、受入ホストに法律上の賠償責任が発生しない場合、賠償責任保険では補償されません。

(2) 生産物賠償責任保険 (基本)

- 提供した飲食物が原因の食中毒によりゲストが入院した。

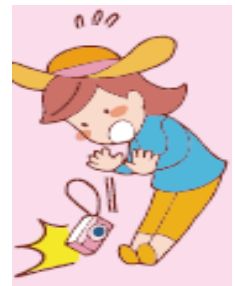
※ 上記の事故事例においても、受入ホストに法律上の賠償責任が発生しない場合、賠償責任保険では補償されません。



(3) 受託者賠償責任保険 (オプション)

- ゲストから預かったカメラを落とし壊した。
- 管理上の不備により、ゲストから預かったバッグが盗難された。

※ 上記の事故事例においても、受入ホストに法律上の賠償責任が発生しない場合、賠償責任保険では補償されません。



(4) 見舞費用補償特約 (オプション)

施設賠償責任保険で補償することができない場合でも、施設の管理に起因したゲストのケガや業務の遂行に起因して発生したゲストのケガについては見舞金をお支払いすることができます。

- ゲストが自分で転んで足を怪我した。
- クラゲに刺された。



(5) 顧客サービス費用保険特約 (約定履行費用保険) (オプション)

- 台風等の悪天候でフェリーが欠航し延泊となった。



8.お支払いする保険金について

この保険では被保険者（補償を受けることができる方をいいます。）が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

(1) 施設賠償責任保険（基本）、(2) 生産物賠償責任保険（基本）

(3) 受託者賠償責任保険（オプション）

保険金の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払うべき治療費や修理費などの損害賠償金から、保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします。
②損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益な費用をお支払いします。
③権利保全費用保険金	保険契約者または被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で第三者より損害の賠償を受け得るときは、その損害賠償請求権の保全または行使のために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。
④緊急措置費用保険金	損害防止・軽減措置を講じた後に、法律上の損害賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用をお支払いします。
⑤訴訟費用保険金	被保険者と被害者との間で損害賠償責任に関する訴訟に至った場合の訴訟費用（裁判上の和解、調停等の費用も含まれます。）や弁護士報酬等の費用であらかじめ弊社へ書面による同意を得た費用をお支払いします。
⑥協力費用保険金	弊社が必要と認めて被害者と直接折衝を行う場合に、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために直接要した費用をお支払いします。

※ 被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

※ 損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる訴訟費用保険金は「実際の訴訟費用×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。

※ 「緊急措置費用保険金」を除き、事前に弊社の承認が必要になりますので、支払いを行う前に必ず弊社までお問い合わせください。また、「訴訟費用保険金」「協力費用保険金」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

(4) 見舞費用補償特約（オプション）

区分	支払限度額
1回の事故につき被害者1人につき	① 死亡した場合 30万円
	② 重度後遺障害が生じた場合 30万円 × 重度後遺障害の程度に応じた 当社が定める割合を乗じた額
	③ 入院の場合 5万円
	④ 通院の場合 3万円
1事故・保険期間中につき	1,000万円

※ この特約により見舞費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた見舞費用保険金は賠償責任保険で支払うべき保険金に充当します。

(5) 顧客サービス費用保険特約（約定履行費用保険）（オプション）

内容
支払う保険金の額は、被保険者がサービス約款等に基づいて負担する債務の履行に要する費用相当額とします。ただし、宿泊客1名につき、1泊5,000円を限度（2泊分まで）とし、保険期間中の保険金支払いの通算限度額は500万円とします。

※ この特約は約定履行費用保険普通保険約款での契約となる為、賠償責任保険普通保険約款とは別証券でのご契約となります。

9. 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 施設賠償責任保険（基本）、(2) 生産物賠償責任保険（基本） (3) 受託者賠償責任保険（オプション）

上記種目 共通の保険金をお支払いしない主な場合

- 民泊特約（受入団体用）付帯の場合 ⇒ 保険契約者が受入窓口とならない民泊・民宿・体験事業
 - 民泊特約（直受入用）付帯の場合 ⇒ 保険契約者が受入窓口となる民泊・民宿・体験事業
 - 被保険者の管理下でない間（被保険者同行がない間、民泊・民宿・体験事業プログラム外のイベントの間など）の事故
 - 法令上の許可が必要な場合に、許可を得ないで営業している場合。
 - 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議によって生じた損害
 - 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - 医療行為を行う者の診察・医療品の調剤等の業務遂行上の過失に起因する損害賠償責任
 - 被保険者またはその使用人が行ったマッサージ、鍼等の行為またはその結果に起因する損害賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
など
- 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除し保険金の全部または一部をお支払いしません。
- 保険契約者、または被保険者が保険金を支払わせる目的で障害を生じさせた場合や、保険契約者が暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
など

(1) 施設賠償責任保険（基本）特有の保険金をお支払いしない主な場合

- 自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（別途、自動車保険にご加入頂く必要がございます。）
- 遊泳の際、ライフジャケットの着用またはライフセーバー等の監視員が設置されていない場合の損害。
- 航空機、昇降機または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設の修理、改築等の工事に基づく賠償責任
- 屋根、窓、扉等から入った雨、雪などにより財物に与えた損害
- 船舶に乗船中の事故
- 特に危険なスポーツに起因する事故（シュノーケル・スキューバダイビング・ジェットスキー・バナナボート・パラセイル等のマリンスポーツ、スカイダイビング・バンジージャンプ・ラフティング・クライミング等の危険なスポーツなど）
- クラゲ等の海洋危険生物による損害
など

(2) 生産物賠償責任保険（基本）特有の保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者が法令に違反して製造、提供した飲食物による損害
- 販売したおみやげ品等による損害
- 製造・提供した飲食物自体の費用
など

(3) 受託者賠償責任保険（オプション）特有の保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者、その代理人、使用人が行いまたは加担した盗難による損害
- 貨紙幣、有価証券、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、設計書等の損壊、紛失または盗難による損害
- 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ等や、ねずみ食い、虫食い等による損害
- 屋根、窓、扉等から入った雨、雪などにより受託物に与えた損害
- 預かったものが預け主に引き渡された後に発見された損害
など

(4) 見舞費用補償特約（オプション）特有の保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または治療費を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被害者の心神喪失
- 被害者の妊娠、出産、早産または流産
など

(5) 顧客サービス費用保険特約（約定履行費用保険）（オプション）特有の保険金をお支払いしない主な場合

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議によって生じた損害
- サービス約款等の適用対象外事由による損害
など

10.保険料イメージ（年間ゲスト数4,000名、ゲストの滞在期間7日以内にて試算）

(1) 施設賠償責任保険（基本） + (2) 生産物賠償責任保険（基本）							
保険期間		ゲスト1名当り7日まで（包括1年契約）					
ご契約タイプ		A	B	C	D	E	F
・施設賠償責任保険 ※漏水補償特約有	対人1名	7,000万	7,000万	7,000万	1億円	1億円	1億円
	対人1事故/期間中	1億円	2億円	3億円	1億円	2億円	3億円
・生産物賠償責任保険	対物1事故/期間中	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万
	免責金額	（各プラン共通）対人・対物：それぞれ免責なし					
保険料（ゲスト1名当たり）		約101円	約107円	約111円	約109円	約116円	約120円

+

(3) 受託者賠償責任保険（オプション）		
・受託者賠償責任保険	対物1事故/期間中	（各プラン共通）対物： 受入ホスト1店舗当たり 期間中総支払限度額10万円（1事故免責5千円）
保険料（ <u>受入ホスト</u> 1店舗当たり）		1,680円

+


(4) 見舞費用補償特約（オプション）	
保険料（ゲスト1名当たり）	80円

+

(5) 顧客サービス費用保険特約（約定履行費用保険）（オプション）	
保険料（ゲスト1名当たり）	120円

※ 「(1) 施設賠償責任保険（基本） + (2) 生産物賠償責任保険（基本）」の保険料は、全体の人数にて算出した合計保険料を人数で割戻して算出した一人当たりの概算保険料となります。

※ 保険期間中支払限度額は、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、見舞費用補償特約、顧客サービス費用保険特約（約定履行費用保険）に設定されます。

 上記の1名当たり保険料については、受け入れたゲスト数、過去の事故歴、ご契約条件（支払限度額や免責金額、各種特約のセット等）によってお客さまごとに異なります。実際に適用される保険料については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

11.ご契約方法・ご契約時のお手続き

この保険は、「民泊を推進する受入団体」が契約者、傘下の受入ホストや体験事業者等が被保険者となる団体契約です。

「民泊総合保険」における保険料算出の基礎は以下のとおりです。

- 施設賠償責任保険、見舞費用補償特約、顧客サービス費用保険特約（約定履行費用保険） ⇒ ゲストの人数
- 生産物賠償責任保険 ⇒ ゲストの人数（ゲストの人数に、弊社にて定めたみなし売上高を乗じて算出）
- 受託者賠償責任保険 ⇒ 受入ホストの店舗数、施設の明細（所在、構造など）、保管状況

【ご契約時のお手続き】

この保険は、年間包括契約方式となっております。

- 保険契約者が、保険にご加入される被保険者の名簿（弊社指定のフォーム）を作成し提出いただきます。
- 年間総ゲスト人数見込み（前年実績）に相当する暫定保険料を事前にお支払い頂きます。保険料については、契約者が一括して弊社へお支払いいただきます。

12.ご契約の際のご注意

- 保険料の払込方法は「一時払」となります。
- 施設の用法に伴う仕事（民泊特約記載のとおり）に起因する事故を補償します。民泊特約（受入団体用）と民泊特約（直受入用）で内容が異なりますのでご注意ください。また、体験事業の中には民泊総合保険の補償範囲に含まれない体験事業もございます。この場合、別途専用の保険を手配する必要があります。
- この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約の条件によっては、弊社の定めるところにより未経過期間に相当する保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。保険料が返還される場合であっても、解約返れい金は原則として未経過期間に対する日割相当額よりも少なくなります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ご契約者または被保険者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出いただく義務（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社代理店には告知受領権があります。）。
- 生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、見舞費用補償特約、顧客サービス費用保険特約（約定履行費用保険）において、保険金をお支払いした場合、それ以降の保険期間中支払限度額はその分だけ減額されることになります。

13.ご契約後のご注意

- 被保険者の追加等、保険証券に記載された事項に変更が生じる場合には、事前に取扱代理店または弊社までご連絡ください（通知義務）。ご連絡がない場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがありますので、ご注意ください。
- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご覧ください。
- 賠償責任保険において、被保険者（加害者）に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します。詳細につきましては「重要事項説明書」をご覧ください。

【保険料の精算について】

- ご契約者は、被保険者毎にゲストの受け入れ人数実績を取りまとめて弊社へご通知していただく必要があります。この際、所定の通知書を使用して締切日までに、通知書を取扱代理店にご提出ください。
- ご契約締結時にいただいた保険料は、保険期間中に見込まれる保険料算出基礎数値に基づく暫定保険料となります。保険期間終了後に確定保険料を算出するために必要な保険料算出数値（ゲスト人数）等を客観的資料によって確認させていただき、暫定保険料と確定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます（保険料が追徴となる場合もありますので、予めご了承ください。）。
- 一定の基準を満たすご契約については「保険料精算省略特約」をセットすることによって、保険期間終了後の保険料の精算を不要とすることができます。この場合、ご契約の際に保険料を算出するために必要な資料（保険料算出基礎数値の実績を確認できる客観的資料および弊社様式による申告書）を弊社にご提出いただけます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

14.万が一事故にあわれたら

- 保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被保険者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面を取扱代理店または弊社事故受付センター窓口にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 損害賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や損害賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。なお、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決するようにご相談に応じさせていただきます。
- 重複する他の保険契約等がある場合で、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。

あんしん・あんぜんをご提供する3つのDAY-GO!保険シリーズ

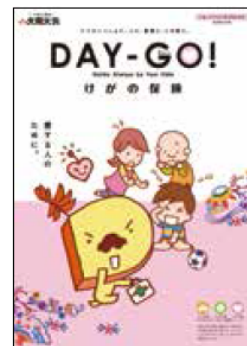
大同火災の「DAY-GO!」は、「安心」「充実」「納得」「家族」をコンセプトに、暮らし(DAY)のさまざまなリスクをカバーする総合保険として、お客さまとご家族をしっかりお守りし、充実の補償をご提供いたします。



▲くるまの保険
どんな自動車事故も
これであんしん!



▲すまいの保険
あらゆるリスクから
すまいをお守りします。



▲けがの保険
万が一のケガから
お客さまをお守りします。

このご案内書は施設賠償責任保険+民泊特約、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、約定履行費用保険+顧客サービス費用保険特約および、それらに付帯する特約の概要をご紹介します。これらに関するすべての事項を記載しているものではありませんので、ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。詳細につきましては、種目ごとに「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。

取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険料の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務も行ってまいります。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

なお、ご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険証券等の契約内容を記録したものとともにご保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00
(土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

受付時間：平日(午前9:00～午後5:00)

☎ 098-869-3119 (事故受付センター)

受付時間：平日夜間(午後5:00～翌朝9:00) 土日・祝日および12/31～1/3

☎ 0120-091-161 (事故受付センター)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

ナビダイヤル ☎ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00 (土日・祝日および12/30～1/4を除きます。)

「この島の損保。」 大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

●申込み・お問い合わせは

大同火災ビジネスパートナーズ

TEL : 098-869-1503